

出張報告書	幹 事 長 印	経 理 責 任 者 印

平成30年9月30日

幹事長

重光 俊則 殿

出張者氏名 文野 慎治 印

下記のとおり報告します。

1. 出張先 京都テレサ東館2階研修室：京都市南区東九条下殿田町70番地
2. 出張日時 平成30年8月8日
3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）
地方議会総合研究所研修会「議会基本条例を活用する手法を考えるセミナー」受講

4. 旅費等

[1] 研修費		25,000 円
[2] 旅費		4,760 円
	JR 日根野～京都（往復乗車券）	¥2,820
	JR 日根野～京都（往復特急券）	¥1,940
[3] 払込手数料		432 円

総計 30,192 円

5. 報告

議会議員研修会「議会基本条例を活用する手法を考えるセミナー」

8月8日	10:00～12:30	議会基本条例の課題と処方箋
8月8日	14:00～16:30	議会基本条例を議会に活かす・住民に活かす

<詳細は別紙>

日時	平成 30 年 8 月 8 日 10:00～12:30
タイトル	議会基本条例の課題と処方箋
講師/	(株)地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦

☆議会基本条例の制定状況と検証方法

(1)平成28年12月31日現在、市の6割、町村の5割が制定。

- ・平成18年 栗山町議会他2団体からスタート。

(2)検証

- ・会津若松市議会(議会基本条例)第22条…施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ・上越市議会(議会基本条例)第30条…①議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。②議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な処置を講ずるものとする。③議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

* チェックは、議会運営委員会で行っている。

(3)検証方法<所沢市>

- ・条例の各項ごとに実施・未実施等の目的の達成度・方向性を含めた評価。

【目的】①議会事業についての説明責任を果たす。②議会事業の改善・効率化。

③予算編成における資料。

【手法】①議会で実施した事業のうち数事業を選び、それぞれの事業を「拡充」、「継続」、「改善」、「縮小」、「終了」、「休止」、「廃止」で評価。②議会運営委員会では、対内的事項の評価(一問一答方式、政策討論会、その他の新規事業等)

③広報広聴委員会では、対外的事項の評価(市議会だより作成・配布、インターネット中継、議会ポスター、その他の新規事業等)

【27条】(見直し手続)…議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。()

(4)議会改革の目的

- ・本来の目的…住民の負託を受けた代表として議員・議会の役割を果たすことを目的。
- ・最近見られる傾向…マスコミや評価機関等の外部の目を意識したパフォーマンス的なもので実効性を伴わず見かけ上の評価向上を目的。

☆議員間討議

(1)規定及び実施状況

- ・規定状況…全市の57.9% ・実施状況…全市の34.5%

(2)議員間討議を行う理由⇒憲法93条2項に地方公共団体には議事機関として議会を設置することが義務付けられている。

* 議会における審議において多種多様な住民の意見(特に少数の意見)を十分尊重した議論・討議を行う必要あり。

(3)自由討議が機能しづらい理由

- ① 議会において会派制を引いていると自由討議の効力が半減すること。
- ② 市長派・反市長派により議論をする前に議案に対する賛否が決まってしまうこと。
- ③ 国会のように政党ごとの理念により政策が異なることと異なり、議員間に政策の違いがでにくいこと。
- ④ 自由討議の場が議員の演説の場になってしまうこと。
- ⑤ 議員同士による議論をすること自体が困難であること。

(4)議員間討議を活性化するためには

- ① 議員間討議しやすい環境を作る(委員会単位での開催・ワークショップ形式等を活用)。
- ② 議員間討議を行うメンバーがテーマについて共通の情報・知識を持つ(執行機関からのヒアリング・学識経験者や先進地視察の活用)。
- ③ 議員間討議を行う対象であるテーマを一般質問等で取り上げられた議員の関心の高いテーマから選定する。
- ④ 会議規則の規定がかからない会議体で行うこと。(委員長による発言許可の手続きを必要としないほうが議論が盛り上がる場合あり)

(5)議員間討議で留意すべきこと

- ・議長または委員長は議員間討議では、議事の交通整理だけを求められているわけではないこと。

* 議員間討議は、単に各議員の意見だけを述べる場ではないこと。(賛成・反対の理由を述べる討論とは異なること)

☆反問権

(1)規定状況

- ・執行部の反問権を条例や規則で規定…全市の38%
- ・執行部の反問権を限定(質問主旨確認等)して条例や規則で規定…24%

(2)行使状況

- ・執行部の反問権の行使状況…全市の18.4%

(3)反問権の規定の仕方

- ・多摩市議会(制約なし)…議会基本条例12条2項「市長等及び市長等から委任を受けた者は、議員の質問に対して反問することができます。」
- ・酒田市議会(制約あり)…議会基本条例6条3項で「議会の審議及び委員会の審査に必要な説明のため出席を求められた者は、議員からの質疑及び質問に対し、その論点を整理し、質疑及び質問の主旨確認をするため、議長または委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対して発言することができる。」と規定し、質疑及び質問の主旨確認を反問権を行使するに当たっての制約としている。

(4)反問権の行使に対する問題点

- ① 特定の議員に対する感情的な意味での反問権の行使がなされやすい。
- ② 議員による答弁に当たり明確な回答がなされづらい。
- ③ 単なる水掛け論に終始し、相手の考えを尊重するという雰囲気にならない。

☆議会報告会・意見交換会

(1)開催状況

- ・議会基本条例に基づく…全市の45.8%
- ・申し合わせ等による…全市の8.5%

(2) 議会報告会・意見交換会の課題

- ① 参加者数が減少する。
- ② 参加者の属性が偏在化する。
- ③ 少数のクレーマーの場となる。
- ④ 労力のわりに効用が低い。
- ⑤ 参加者の満足度が概して低い傾向にある。

☆議会報告会・意見交換会改善手法

- ・平日夜の開催から土日祝日の昼間開催へ。
 - ・議場や公民館での開催でなくアウトリーチによる手法で。
 - ・議会からの報告を主とするインフォメーション広報でなく意見交換を主とするコミュニケーション広報へ。
 - ・議会の議決を尊重するうえでの個々の議員ごとの意見表明を認める。
 - ・議会単独でなく他の機関と連携や共済する。
 - ・意見交換の際にはテーマを決めて聴取すること。
- * 団体との意見交換に切り替えるところが増えている。

日時	平成 30 年 8 月 8 日 14:00～16:30
タイトル	議会基本条例を議会に活かす・住民に活かす
講師/	(株)地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦

☆議会基本条例を定める(定めた)意義

(1) 対議会内、対執行部、対市民での意味

- ・3つの面での意味 ～それぞれの規定は誰に向けられたものなのか～

対議会内 「のちの議会を縛る」という意味。

○あえて条例を制定するというのは、これまで議会で行われた議論を後戻りさせないという意味がある。

対執行部 議会改革の側面支援を実現させる。

○二元代表制を実質化するための規定の整備。

⇒条例制定により政治的な力学を働かす必要性。

対住民 住民との約束を明らかにする。

(2) 誰に対する規定なのかと合わせて「文末を気にする」。

- ・議会の努力で可能なことは「しなければならない」とか「するものとする」と書くべき。
- ・住民への約束は「具体的に書くべき」。できるだけ「しなければならない」で書くべき。具体的に書かずに、しかも「努めるものとする」ではガッカリ感が大きい。
- ・本気のものだけ書く誠実さ。
- ・ロードマップ(行程表)の利用⇒議会活性化(改革)計画
- * 目標を定めて住民に公表する。議会改革を後戻りさせない最高の方法。
- ・見直しを効果的に行う。
栗山町議会基本条例は、見直しを続けている。
21条において見直しの規定を定め、改選後1年目において実施することとしている。
- ・行政監視機能を重視・強化する。

☆議会基本条例を活かす視点

- (1) 技術論は一度捨てよう！ ⇒ 得意なところを伸ばす！
- (2) 議事機関として、そして、住民参加という視点で見る議会改革
 - ・足りないものは何か、得意なものは何か…。
 - ・議事機関として原点を押さえる。
 - ⇒ 議会基本条例は「人格を持った議会」実現のためのしくみ。

☆議会に活かす！

- (1) 「人格を持った議会」としてのしかけ
 - ・一般質問の改革の視点
 - 政治的な意味 … 議員の見識や考え方をアピールする。
 - 議事機関としての役割を踏まえての意味
 - …政策上の問題点を指摘し、その問題点を広く共有するとともに、その改善を理事者側に求めてゆく。
 - ・「論点の切り出し」から「委員会での審議」へ
 - 一問一答制… 切り出す機会 ⇒ 議会で共有できる。
 - ・予算と決算の連動
 - 多摩市議会議会基本条例第9条に規定。… 力は予算、分析は決算
 - * こうした規定がなくとも、決算の結果を予算に反映することを意識することが重要。
 - * 議員 → 会派ベース → 議会ベースへの広がりが欲しい。
 - ・「決算予算常任委員会」方式の望ましさ。
 - ⇒ 「事業評価」は議会の得意分野。項目を絞ることや議会全体で評価が一致できる部分を見出すことが重要。
 - ・会派の位置付け
 - 政治的な意味…議会での主要ポストの確保や議会運営でのリーダーシップを握るためのパワーの源泉。
 - 議事機関としての役割を踏まえての意味
 - …「情報を処理したり議論するため」の踊り場。(前段階での議論の場)
 - 効率的に論点を示したり、議論するための存在。
- (2) 議事機関としての責任を果たす。
 - ・議決事件の拡大。… むやみに増やさない。しかし、効果的に増やす。
 - ⇒ まずは総合計画、そして何を議事機関として重要視するかを検討。
 - ・事務局・図書室の整備。… 議長の人事権の回復を図ることが先決。

☆住民に活かす！

- (1) 「住民から意見を聴く」くふう
 - ・請願・陳情・公聴会の生かし方
 - 公聴会の利用が難しい理由
 - ①公聴会開催までに手間と時間がかかる。
 - ②公述人を賛否バランスよく揃えなければならない。
 - ③具体的な議案や請願ならともかく「調査のため」には開けない。
- (2) 「意見や審議を政策に生かす」くふう
 - ・「意見を伝える」ことの主語は住民、「審議や政策に反映させる」ことの主語は議会。

⇒ 議会ができることは、住民の意見からどのようなことを学び、それをどのような形で政策などに生かしたか住民に「報告」することと考えられてきた。

(3) さらに進んだ住民参加の手法

- ・飯綱町では、住民から選ばれた「政策サポーター」が議会の決めたテーマについて、議員とともに議論して政策を作り上げる。

(4) 議会がコミュニティの中心になる。

- ・コミュニティの維持。

○首長はマネージャー

○議員は選挙で選ばれた代表と同時に地域みんなの代表

⇒ 議会が良くなると地域が良くなる。

<まとめ>

(1) 議会基本条例を施行して10年が経過した熊取町。まだまだ、条例の精神が議会・議員・住民に行き渡っていない現状を理解した。

(2) この条例の必要性は益々重要であり、この研修で得た各自治体議会の取り組みを参考に、議会活性化を図るため努力をしたい。

(3) 政策形成における議員の役割を強化するために、議員力を高める必要がある。

議員力・議会力を高めるために、下記の取り組みの必要性を感じた。

① 議会報告会の活性化のための方策の検討。

② 住民との対話機会の増大。

③ 議会だよりの活用の重要性を認識し、さらなる分かりやすい親しみある紙面づくり。

振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おまください。

ご依頼日 30年 7月 5日
 起算日 指定日 取組日
 お振込方法 電信文書

お振込先
 ▼金融機関名 (漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協
 みずほ
 ▼店舗名 (漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
 麴町
 店 (所)
 お受取人
 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他
 口座番号 (左づめ) 1314699
 金額 ￥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一
 25,000 円
 手数料 (税込) 420 円
 手数料徴収区分 1. 即納 2. 後納 9. 不要
 フリガナ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。
 フホウキ カイソウゴウ ケンキョウ ショ
 (特) 地方議会総合研究所 様へ

ご依頼人
 フリガナ (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。
 フニ シンシ
 お電話 072-452-9023
 必ずご記入ください。
 お名前 文野 慎治 様から
 おしり 590-0459 大阪府南都郡取町野田1-1-1 総研議

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。
 この振込金受取書 (兼手数料受取書) は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。



お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

取扱店 大阪泉州農業協同組合熊取支店

為替31-3/3 トキワ H29.1改

領収証

No.

平成 30年 8月 8日

文野 慎治 様

金額 ¥25,000

内
消費税等

現金	
----	--

但 8月8日セミナー受講料として
 上記正に領収いたしました



〒112-0011
 東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



領 収 書

Receipt _____ 様

領収年月日 2018.-8.-8

金額 ¥2,380 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(40151 2枚)

西日本旅客鉄道株式会社

日根野駅

日根野駅MK1発行 50152-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領 収 書

Receipt _____ 様

領収年月日 2018.-8.-8

金額 ¥2,380 (消費税等込み)

購入内容 JR乗車券類 JR tickets

西日本旅客鉄道株式会社
京都駅

券A08発行 伝票番号: 05417

7/20 (金)10:00~17:00 in 東京

8/8 (水)10:00~17:00 in 京都

議会基本条例を

活用する手法を考える

in 東京・京都

議会基本条例の課題と処方箋

- 1. 議会基本条例の制定状況と検証手法
- 2. 議会基本条例の課題と処方箋
 - (1) 議員間討議 (2) 反問権 (3) 議会報告会・意見交換会 (4) 通年会期
 - (5) 主権者教育 (6) 災害時における議会の対応 (7) 議会のICT
 - (8) 議会における選挙での立候補制・所信表明演説
 - (9) 議会図書室の充実・強化 (10) 政務活動費の透明性

講師 廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・
明治大学政治経済学部講師】

明治大学法学部卒。元全国市議会議長会法制参事。
明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q & A議会運営ハンドブック」「100条調査ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。



議会基本条例を議会に活かす・住民に活かす

- 1. 議会基本条例を定める(定めた)意義
 - (1) 任意条例であることの意味を噛みしめる (2) 対議会内、対執行部、対市民での意味
 - (3) 議会例規の整備方針
- 2. 議会基本条例を活かす視点
 - (1) 技術論は一度捨てよう! (2) 議事機関として、そして、住民参加という視点で見る議会改革
- 3. 議会に活かす!
 - (1) 「人格をもった議会」としてのしかけ
 - ① 一般質問の改革 ② 会派の位置付け ③ 議長・副議長の立候補制
 - ④ 政策形成過程の説明要求
 - (2) 議決機関としての責任を果たす ① 議決事件の拡大 ② 事務局・図書室の整備
- 4. 住民に活かす!
 - (1) 「住民から意見を聴く」くふう
 - ① 請願・陳情を活かす ② ネットだけが発信ではない ③ 場面と手法のクロス掛け
 - (2) 「意見を審議や政策に生かす」くふう
 - (3) さらに進んだ住民参加の手法
 - (4) 議会がコミュニティの中心になる!

講師 吉田 利宏

【元衆議院法制局参事・議事事務局実務研究会呼びかけ人】

早稲田大学法学部卒。15年に渡り、議員立法を補佐、委員会運営も経験する。著述業の傍ら、大学・法科大学院での非常勤講師、自治体の審議会委員、議会アドバイザーなどを経験。『地方議会のズレの構造』(三省堂)、『新法令用語の常識』(日本評論社)、『元法制局キャリアが教える 法律を読む技術・学ぶ技術[改訂第3版]』(ダイヤモンド社)など著書多数。「議会コンシェルジュ」(議員NAVIプラス)、「議会基本条例を議会に活かす・住民に活かす」(地方議会人)を連載中。

